

北海道森林管理局北見事務所における不適正な経理処理に係る調査結果について

北海道森林管理局においては、匿名の通報を受け、北海道森林管理局北見事務所及び事務所管内の森林管理署等における経理処理に係る調査を実施したので、調査結果を公表します。

1 調査の概要

標記の件について匿名の通報を受け、北海道森林管理局長を委員長とし、契約関係法務の専門家を含む「調査検討委員会」を設置して事実関係を調査した。

- (ア) 調査の対象：北見事務所及び事務所管内森林管理署等における、平成 16 年度以降の物品調達契約の実施の適否及び当該通報の事実関係を調査した。
- (イ) 調査方法：平成 16 年度以降に北見事務所及び事務所管内森林管理署等の物品調達に直接・間接に係わった職員及び納入実績のある業者からの聞き取り及び納品書と支出関係書類、現物との突合による書類検査を実施した。

2 調査結果

- (1) 「業者に対してコピー用紙を発注し、品物を正規に購入できないものと交換して職員の自宅に届けさせている」との通報の事実関係
 - (ア) 物品が納入されていないにもかかわらず、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金として業者に管理させる（いわゆる「預け金」）といった、物品調達に係る不適正な経理処理が、平成 16 年度以降合計 2,404,233 円確認された。
このうち、契約と異なる物品の納品が 1,458,858 円あり、調査段階での残額が 519,317 円であった。
このほか、契約した物品について、年度内に納入されたこととして業者に代金を支払ったが、実際の納入は翌年度であったもの（いわゆる「翌年度納入」）が 2,356,861 円確認された。
 - (イ) ただし、契約と異なる物品の納品においては、通報にあるような、正規に購入できないものの納品や、自宅に届けさせるなど私的な流用は確認されなかった。
平成 20 年度契約以降の契約においては、新たな「預け金」は生じていないが、それ以前の「預け金」により物品の納入を受けており、現在に至っている。
- (2) 「まだ使える事務用椅子を組合事務局の分まで含め全部取替え、使える椅子は職員の自宅に流出」との通報の事実関係

- (ア) 平成 20 年 3 月に北見事務所で更新した椅子 32 脚は、すべて事務所の事務室で使用しており、組合事務局で現在使用している椅子はこれらと明確に異なる古いものであった。
- (イ) また、この際、廃棄された古い椅子 32 脚は、処分料を支払って業者に引き渡し、廃棄物処理業者が最終処分を行ったことを確認した。

3 今後の対応

- (1) 契約事務の改善
- (ア) 職員のコンプライアンス意識の徹底
 - (イ) 物品検査事務のチェック機能の強化
 - (ウ) 一般競争入札の徹底その他調達事務の改善
- (2) 不適正経理に係る職員等からの返還及び職員の処分
- (ア) 現在業者が保管している「預け金」は速やかに返還
 - (イ) 他省庁の同様な事例を参考に、農林水産省本省と相談して、返還・処分を検討

<添付資料>

- ・ 北海道森林管理局北見事務所における不適正な経理処理について

お問い合わせ先

北海道森林管理局総務課

担当者：課長 山本

電話：011-622-5232

北海道森林管理局経理課

当者：課長 竹下

電話：011-622-5214

北海道森林管理局北見事務所

担当者：事務所長 菊池、副所長 多田

電話：0157-23-1215